

不動産・相続サポート通信

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！



誰にでも関係のある

「相続」について、考えていきましょう！

⑤ 「相続」の遺留分とは？

遺留分とは、法律で定められた相続人(法定相続人)に認められている最低限の相続分をいいます。遺言書において、遺留分を下回る相続分しか分与されなかった相続人は、遺留分侵害請求をすることにより、遺言書の中で遺留分を侵害している部分の効果を覆すことができます。

2019年に法改正が行われ、遺留分を侵害されたとして、その侵害に相当する金銭の支払いを請求できる権利となりました。



【遺留分の割合】

相続人	相続人の遺留分			
	配偶者	子供	父母	兄弟
配偶者のみ	1/2	—	—	—
配偶者と子供	1/4	1/4	—	—
配偶者と父母	2/6	—	1/6	—
配偶者と兄弟	1/2	—	—	—
子供のみ	—	1/2	—	—
父母のみ	—	—	1/3	—
兄弟のみ	—	—	—	—

簡単にいうと・・・

相続人にもかかわらず、遺言書に取得する相続財産が記載されていなかった、または、少なかった場合に、相続人に最低限認められた相続する権利を遺留分といいます。

ただし、兄弟姉妹が相続人の場合には遺留分は定められていません。

遺留分侵害請求には時効もあるので、注意が必要です。

- 遺留分が侵害されていることを知った日から1年
- 相続が開始した日から10年

これらのどちらかを経過すると、遺留分侵害請求ができなくなってしまいます。

9月11日(日)、矢巾町のやはぱーくにて、
「不動産・相続サポートセミナー」を
開催いたします。
詳しくは改めてご案内いたします。



*次回は・・・
◎「相続」に分割協議書って必要なの？
をお伝えします。

ラジオ CM で話題！？
滝沢の滝野さんの保険あれこれ



滝沢の滝野です！
(2人います)

今回は・・・
「がんの早期発見の新技术」についてのお話し

日本人のがんに罹患される方は2人に1人と言われて
います。

男性は3人に2人、女性は2人に1人。

コロナウイルス感染者よりも圧倒的にがん罹患
者が多いですね。

弊社のお客さまでステージ2の乳がん
に罹患された女性のお話しです。

抗がん剤治療の副作用の為、仕事
がフルタイムからパートになり、ひと
月の給与が5万円の減少と毎月の治
療費が6万円で毎月11万円損失。
もう少し早く見つければ、治療費
や仕事への影響をもっと抑えられ
たのではないかと、お話ししてい
ました。

その為のがんの早期発見の一次スク
リーニング検査の「N-NOSE」と、い
うものを紹介します。

費用が12,500円で、15種類のがんが
ステージ 0.1から精度約86%で分
かる

気になる方は下記までお問合せ下
さい。

～滝沢の滝野の紹介～

相談件数は年間600名以上
ユニバーサルライフ株式会社 岩手支社
岩手県滝沢市鶴飼八人打2-8
TEL:019-692-3974
副支社長 滝野 克



～相続のときに関係のある～

金融資産と実物資産

2.実物資産とは・・・

実物資産とは、「実物」つまり形があり、それ自
体に価値がある資産のことをいいます。

実物資産の種類



・不動産系の実物資産

- ①マンション ②アパート ③土地 ④一戸建て
- ⑤太陽光発電機

活用方法の幅が広いのも特徴です。マンション・
アパート経営で賃貸収入を得る以外にも、駐車
場やコインランドリーなどを経営して利益を得
ることや、相続対策に不動産を保有すること、値
上がりを狙って売却益を売ることなど、目的に
応じて様々な活用ができます。

・貴金属系の実物資産

- ①金 ②銀 ③プラチナ ④ダイヤモンド

貴金属系の実物資産は、まさにその物自体に価
値があるため、安全資産として保有する用途と
して好まれています。特に「金（ゴールド）」の
人気が高く、金融危機などで金融資産が下がっ
ても、金の価値は下がりにくいといわれていま
す。場合によっては逆に高騰する場面も多いの
です。

・コレクション系の実物資産

- ①美術品（絵画、工芸品など）②アンティークコ
イン ③クラシックカー ④酒類（ワイン、ウイ
スキーなど）⑤スニーカー

コレクション系実物資産の範囲は広く、投資と
いうよりは趣味のレベルのものや小遣い稼ぎな
どのものも含まれます。美術品はビジネスとして
成り立っているものですが、アンティークコ
インや酒類などは趣味が講じて集めているケ
ースが多く、結果的に希少価値が生まれて高
く売れることがある程度でしょう。

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

不動産・相続 サポート

百万石建設株式会社 建築事業部
〒028-3615
岩手県紫波郡矢巾町南矢幅 6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手 会員
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員
宅地建物取引業 岩手県知事(7)1790 号

お気軽にお電話ください。
TEL.019-697-1500

不動産・相続
サポート
ホームページ



メール
登録



ライン
登録

